

令和4年2月7日
保 育 部
保 育 認 定 ・ 調 整 課
保 育 課
保 育 運 営 ・ 整 備 支 援 課

令和4年4月入園申込状況及び保育施策の取り組み状況について

- 1 令和4年4月認可保育園等の申込状況について…資料1
- 2 保育施策の取り組み状況について…資料2

令和4年4月認可保育園等の申込状況について

1 保育入園申込みの状況等について

認可保育園等への令和4年4月入園申込みは、昨年11月22日までの一次申し込み者が6,117人となり、前年と比べ102人増加し、入園可能数を上回る申込状況となっているため、0歳児から3歳児の利用調整は厳しい状況となっている。

待機児童数については今後の利用調整の結果を踏まえ確定することになる。

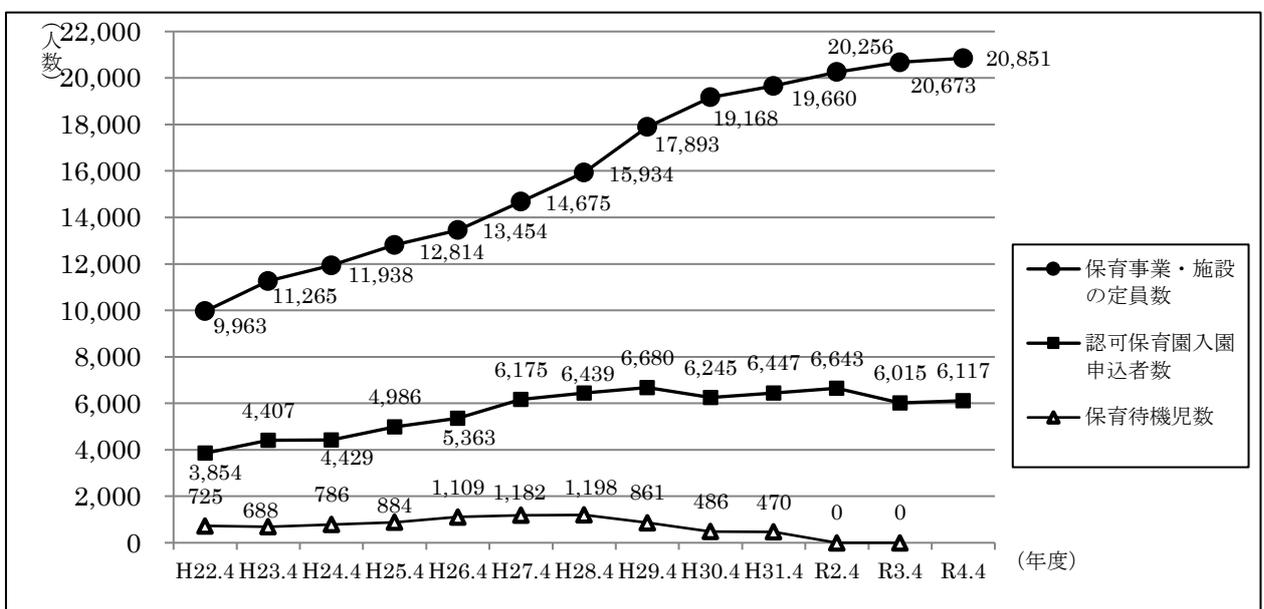
＜令和4年4月入園申込み(一次)等の状況＞ ※カッコ内は前年度比較 (人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
一 次	① 申込者数	1,776 (149)	2,474 (△30)	755 (△114)	821 (111)	192 (△23)	99 (9)	6,117 (102)
	② 入園可能数	1,662 (198)	1,559 (29)	383 (29)	329 (△20)	64 (△29)	64 (△24)	4,061 (183)
	③ 内定者数	1,476 (121)	1,615 (20)	420 (7)	413 (△16)	100 (16)	40 (6)	4,064 (154)
	④ 非内定者数 (①-③)	300 (28)	859 (△50)	335 (△121)	408 (127)	92 (△39)	59 (3)	2,053 (△52)
	④のうち育児休業延長希望者	108 (21)	326 (△5)	23 (△2)	12 (△1)	1 (△1)	0 (△1)	470 (11)

＜【参考】令和3年4月入園申込み(一次)等の状況＞ (人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
一 次	① 申込者数	1,627	2,504	869	710	215	90	6,015
	② 入園可能数	1,464	1,530	354	349	93	88	3,878
	③ 内定者数	1,355	1,595	413	429	84	34	3,910
	④ 非内定者数 (①-③)	272	909	456	281	131	56	2,105
	④のうち育児休業延長希望者	87	331	25	13	2	1	459
待機児童数		0	0	0	0	0	0	0

＜保育総定員数・認可保育園等申込者数・保育待機児童数の推移＞ (人)



保育施策の取り組み状況について

1 主旨

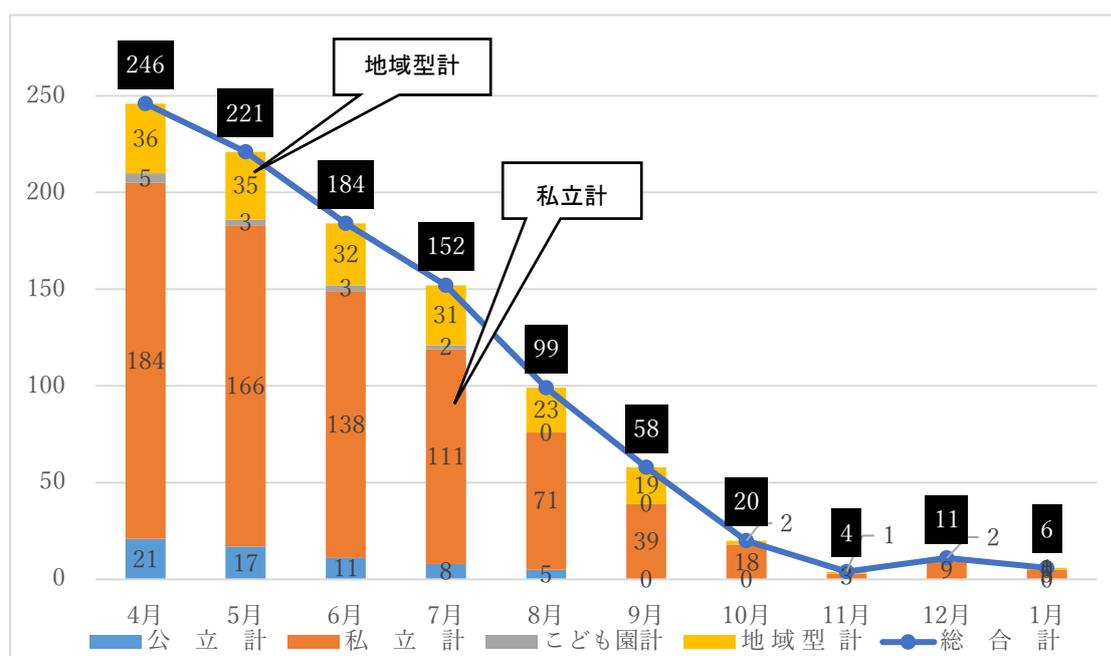
令和3年9月に福祉保健常任委員会へ報告した「今後の保育施策の取り組み方針」に基づき、「保育定員の適正化」、「地域の開かれた子育て家庭への支援の充実」等に向けて、早急に実施できる取り組みを実施するとともに、具体的な取り組みについて検討してきているところである。これまでに行ってきた取り組みと現在の検討状況について報告する。

2 令和3年度の現状分析について

認可保育園等の欠員が増加し、令和3年4月時点では、特に0歳児の欠員が急増し、中でも地域型保育事業（小規模や家庭的保育事業）の欠員の割合が高かったが、その後、年度途中入園が進んだことにより、0歳児に関しては、9月にほぼ欠員が解消されている（0歳児欠員率4月：15.5%→9月：3.4%）。

0歳児に関しては、4月時点での欠員は目立ったが、保育利用希望者が就労等で自分の復帰したいタイミングで復帰できる等の良さもあり、年度途中入園のニーズも高まっていると推測される。今後は、4月の欠員状況に対応しつつ、これらのニーズも踏まえながら、定員調整を行っていく必要がある。

（表1）令和3年度認可保育園等0歳児欠員数の推移



3 令和4年度以降の保育定員の適正化の取り組みについて

令和4年4月入園申込者数は、就学前人口が1,000人以上と大きく減少しているにも関わらず、昨年とほぼ同じような状況であることから、保育を必要とする方の割合は高まっていると推測している。

区ではこれまで、今後の保育需要を見据えながら区立保育園の再整備の実施や定員減・弾力化定員の解消（合計91名減）など区立保育園の定員調整の取り組み、また、出生前選考の導入など実施してきた。

これらに加えて、区立保育園の再整備の取り組みや既存施策の更なる見直し・検討など、保育ニーズに見合った保育定員の適正化の取り組みを進め、今後も保育待機児童ゼロを継続していく。

（表2）令和3年4月～令和4年1月の就学前人口数の比較

		4月	1月	4月→1月
（ 就 外 学 国 前 人 人 含 口 む 全 ） 体	0歳	6,293	6,460	167
	1歳	6,638	6,362	-276
	2歳	7,080	6,596	-484
	3歳	7,130	7,041	-89
	4歳	7,389	7,135	-254
	5歳	7,671	7,402	-269
	0～5合計	42,201	40,996	-1,205

（1）今後の区立保育園の再整備計画の方向性について

前回の再整備計画「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画について（令和2年2月）において示したように、地区内に複数の区立保育園が配置されている地区（10地区23園）の概ね築年数が35年を超えている園から選定することを基本とする考え方に基づき、地区内の未就学児童数及び民間保育施設数、保育需要、地区の面積等を勘案しながら、再整備を進めていく。

取り組みにあたり、当該対象園が築65年を迎える令和25年までを目途に進めることとし、公共施設等総合管理計画及び子ども・子育て支援事業計画（調整計画）と整合を図りながら、今後、具体的な計画を順次、策定していく。

（2）区立用賀保育園分園の閉園について

令和2年2月に用賀保育園分園の閉園について決定していたが、閉園時期については、近隣での民間保育施設等の整備計画の目途が立った段階で決定するとしていた。

今般、2年連続保育待機児童ゼロを達成したことや将来的な就学前人口減少の予測、そして令和4年4月の入園申し込み状況などを踏まえ、平成23年以来保育待機児童対策として旧用賀保育園を活用して、緊急的に運営を継続してきた用賀保育園分園につい

ては、令和9年度末に閉園する。なお、閉園に向けた具体的なスケジュール等については、令和4年度中に示す。

(3) 更なる既存施策の見直しの検討

① 区立保育園の定員調整について

令和3年4月には特に0歳児の欠員が目立ったが、年度途中入園が進み、9月にはほぼ欠員も解消されている。令和4年4月の欠員状況を見ながら、区立保育園が福祉的役割を果たすことができる規模を維持しつつ、さらに踏み込んだ区立保育園の定員見直し及び弾力化定員解消の取り組みを検討し、実施していく。

② 保育定員適正化への更なる取り組みについて

認可保育園等の欠員は、就学前人口の減少などに基づく保育需要の変化や立地条件など様々な影響を受けていると考えられるため、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しの検討や令和4年4月の入園状況を参考にしながら、多面的な分析を続けていく必要がある。

また、平成30年度に実施した子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査によると、希望する保育施設を選択する上で、「自宅から距離が近い」のほかに、「保育者の質が高い」や「教育・保育の内容や方針が希望に合う」ことを望んでいる保護者も多い結果となっている。このことから、今後、保育運営事業者が保護者や子どもから選ばれる保育園となるために、保育運営事業者としての自主的な取り組み等、持続可能な保育園運営が継続されるよう区としてさらなる保育の質やサービスの向上に向けた事業者間の情報交換を促しつつ、運営支援の手法などについて検討し、実施していく。

これらのことを総合的に分析し、年度末まで欠員が解消されない他自治体の事例も参考にしながら、今後の保育需要の変化に対応できるような仕組みを目指し、令和4年4月の欠員や保育待機児童の状況を見ながら、入園選考の見直しも含めた定員適正化への更なる対応策を総合的に検討し、実施していく。

4 地域に開かれた子育て家庭への支援の充実について

コロナ禍により、子育て家庭はこれまで以上に社会や地域から孤立した状況に置かれており、子育て家庭の様々な課題に対応するためには、これまで整備してきた仕組みや施設等の機能強化、多機能化を図り、それぞれが専門性を発揮し、重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支えあう地域を作る必要がある。

このような状況を踏まえ、保育のプロフェッショナルとして、これまで地域の小学校就学前の児童、特に0～2歳児を含めた乳幼児の発達支援と保護者支援等を担ってきた保育施設と保育士等が関係機関とも連携しながら、具体的に以下の取り組みを進めていく。

(1) 一時預かり事業の拡大

① 区立保育園の取り組み（令和4年1月から先行開始）

区立保育園全園において一時保育の対象として、「支援対象児童等であり、家庭保育が困難に至っていないが、一時保育の利用により児童の家庭保育に改善が期待さ

れる場合」の要件を加えるとともに、受け入れ定員も1名から、定員に欠員が複数ある場合最大2名まで拡充した。

また、区立拠点保育園おでかけひろば2園（希望丘保育園おでかけひろば にじ、世田谷保育園おでかけひろば どんぐり）では、保護者の理由を問わず利用できる一時預かり（ほっとステイ）を開始した。

※区立守山保育園おでかけひろば まもりんは令和4年7月開始予定。

② 私立保育園等の取り組み

これまでの一時保育利用の利用要件は、保護者の就労、通学、通院などに限定されていたが、令和4年4月から一時預かりの利用要件に「子育て不安や育児疲れにより、保護者が必要とするとき」を追加する。

（2）保育施設による地域の子育て家庭支援への役割強化

① 地域の子育て支援施設との連携強化

子育て家庭支援への役割強化のため、各地区の区立保育園が地区の保育施設の取りまとめ役となり、児童館やおでかけひろば等、他の子育て支援施設との連携を進め、そこで得た情報を同じ地区の保育施設と共有するなどして、地区の保育施設をつないでいく役割を果たす。

② 地域の身近な子育て支援施設としての認知度向上

現在、各保育施設では、地域交流事業や電話相談、体験保育など施設の特色を生かした様々な地域子育て支援事業が行われているが、区民への周知等については施設単位で行っていることが多い。今後は区立保育園が地区の保育施設における子育て支援事業の周知を共に行うことで、保育園が地域の身近な子育て支援施設であることの認知度向上を図る。

③ 地域保育ネットの更なる活用

これまでも地域保育ネットでは、各地域における保育施設のネットワークとして、保育に関する情報交換を行ってきた。また、情報交換に加え、区の所管と連携した防災講習会の開催や、地域の小学校校長をお招きしてお話を聞くなど、地区の認可外も含めた保育施設へ保育ネットに加わる働きかけなどの活動を工夫しながら行っている区立保育園もある。こうした活動の好事例を保育ネットの間で共有するとともに、更に区立保育園が中心となって各地域保育ネットが共通して実施する活動項目を増やしていき、地域の子育て家庭への支援も含めて各施設の役割を強化していく。